「紛争鉱物規制」が問うサプライチェーンのCSR対応力

プロアクト法律事務所 弁護士 竹 内 朗

1.「紛争鉱物」とは?

「紛争鉱物」とは耳慣れない言葉です。初めてお聞きになる方も多いのではないでしょうか。英語でいう "Conflict Minerals" の邦訳になります。

具体的には、中央アフリカのコンゴ民主共和国またはその隣接国で採鉱されるスズ、 タンタル、タングステン、金などの鉱物を指します。

これらの紛争鉱物がなぜ問題視されるのでしょうか。それは、内戦で荒廃し最貧国となったコンゴ民主共和国やその隣接国で暴力的な残虐行為を犯している武装勢力が、これらの紛争鉱物を採鉱し、その収益を活動の資金源としてきたからです。

企業が生産活動において紛争鉱物を使用することについて、国連やNGO(非政府組織)は、数年前から継続的に問題提起をしてきました。

そして、2010年に米国議会で可決されたドッド・フランク・ウォールストリート 改革及び消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」といいます)の中に、紛争鉱物規 制が盛り込まれたのです。[1]

2. 「紛争鉱物規制」による開示義務と調査義務

ドッド・フランク法第1502条は、年次報告書をSEC(米証券取引委員会)に提出している企業で、製造過程およびサプライチェーンにおいて紛争鉱物を使用している企業に対し、当該鉱物がコンゴ民主共和国または隣接国で産出されたものかどうかを年次報告書で「開示」するよう義務づけています。

こうした紛争鉱物規制は、直接には企業に「開示」義務を課すものです。しかし、適 正な開示をするために、企業は然るべき調査をしなければなりませんから、間接には企 業に「調査」義務を課すものとなります。

具体的には、i) 自社製品の製造にスズ、タンタル、タングステン、金のいずれかが使用されているかどうかを調査し、ii) 使用されていれば、それがコンゴ民主共和国または隣接国で産出されたものかどうかを、サプライチェーンをトレースして調査することが必要になります。

¹ 本稿の執筆に当たり、株式会社KPMG FASが公表するレポート『ドッド・フランク法による紛争鉱物規制』から多くの情報と示唆を得ました。同レポートは、こちらから入手できます(http://fas-group.kpmg.or.jp/knowledge/research/201111.html)。さらに詳しく知りたい方は、ぜひ同レポートを読まれることを推奨します。

ii) の調査を可能とするために、企業は、サプライチェーン全体における原材料の産 出国に関するトレーサビリティを確保しておくことが必要になります。

しかも、規制の対象となり得る業種は、電子機器、自動車、産業機器、建設、医療機器、航空宇宙産業、照明、宝飾品など多岐にわたると言われています。SECの推定によれば、この開示義務は、米国の全上場企業の半数(約6千社)に直接の影響を与えると言われています。

もっとも、紛争鉱物規制に係る規則案については、SECが2010年12月に公表 し、パブリックコメントに付され、最終規則は2011年4月までに公表される予定で したが、その後延期され、現時点まで公表には至っていないようです。

3.「紛争鉱物規制」のねらい

紛争鉱物規制のねらいは、直接的には、紛争鉱物の使用の有無を企業に開示させること、投資者にとっての透明性を高めることにあります。

しかし、その真のねらいが、企業に紛争鉱物の使用を思い止まらせること、企業の原材料調達の場面に、単なる経済合理性を超えたCSR (Corporate Social Responsibility)の価値をもたらすことにあることは明らかです。

その先には、紛争鉱物を資金源とする武装勢力による暴力的な残虐行為を止めさせたい、という人道上のねらいがあります。

こうしたねらいについて、既視感を覚える方はいらっしゃいませんか。そうです。このホットプレスの連載でも採り上げられている、暴力団排除条例による企業に対する利益供与規制、とりわけ、暴力団の活動を助長する取引の禁止がこれに当たります。

暴力団の活動を助長する取引を企業に対して禁止することにより、暴力団の資金源を断ち、最終的には暴力団による犯罪行為や暴力被害を抑止したい、というねらいは、紛争鉱物規制と軌を一にするものといえるでしょう。

4. 企業や業界団体の対応

ドッド・フランク法に紛争鉱物規制が盛り込まれる前から、一部の先進的なハイテク企業やそのサプライヤーは、国連やNGOによる継続的な問題提起を受けて、紛争鉱物を使用しないための取組みを始めていたようです。

しかし、多くの企業にとって、紛争鉱物規制への対応は、これからの課題となっています。

OECDは、2011年に紛争鉱物のサプライチェーンに関するデューデリジェンスのガイダンスを公表し、この中で、i)サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価、ii)特定したリスクに対応するための戦略の策定と実施、iii)第三者による独立の監査の実施、iv)サプライチェーンのデューデリジェンスに関する報告、などを示しています。[²]

² http://www.oecd.org/document/36/0,3746,en_2649_34889_44307940_1_1_1_1_1,00.html

電子機器業界や自動車業界、航空宇宙産業業界も、それぞれ業界に属する企業やサプライヤーに注意喚起したり、デューデリジェンスのプログラムの開発を始めたりしています。

たとえば、EICC(Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界CSR アライアンス)は、2012年4月に発行した行動規範バージョン 4.0 の「D. 倫理」のセクションにおいて、「7)責任ある鉱物調達」として、「当事者は、その製品に含有されるタンタル、すず、タングステン、金が、コンゴ民主共和国とその近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに直接または間接的に資金や利益を提供するものではないことを合理的に保証するためのポリシーを制定しなくてはならない。当事者は、鉱物の原産地と流通過程についてデューデリジェンスを実施し、また、顧客の要望に応じてその調査手段を顧客に開示すること。」と定めました。[3]

また、GeSI(グローバル・eサステナビリティ・イニシアティブ)とEICCは、2011年8月3日に、業界共通の紛争鉱物報告テンプレートを発行しました。企業は、このテンプレートを使用して、自らのサプライチェーンにおいて特に紛争鉱物に関する情報を追跡し、デューデリジェンス・プロセスに役立てることができ、紛争鉱物のデューデリジェンスにおける業界共通のプラットフォームとすることが可能になりました。[4]

今後こうした具体的な取組みが、それぞれの業界で進展していくことが予想されます。

5. サプライチェーンに「CSR対応力」を

昨年の東日本大震災とタイ洪水被害に見舞われた日本企業は、災害リスク対策として、 サプライチェーン・マネジメントの重要さをあらためて認識しました。ここでは、「安定 調達」を目的として、調達先の分散化や部品数の削減などが進められています。[5]

しかし、紛争鉱物規制への対応まで考えると、サプライチェーン・マネジメントの一環として、「CSR対応力」を備える必要性に気づかされます。

サプライチェーンに関してCSRの問題を提起するリスク事象としては、紛争鉱物以外にも、環境汚染、生態系破壊、人身売買、強制労働、人体実験、動物実験、贈収賄、競争法違反など、枚挙に暇がありません。

企業活動がグローバル化するほど、日本では考えられないようなリスク事象がサプライチェーンに取り込まれる可能性は高まり、また日本では考えられないような過激なNGOがこれを問題視し、企業を名指しで攻撃してくるリスクも飛躍的に高まります。

こうしたCSRリスクが顕在化したとき、CSR経営を標榜するグローバル企業としては、法規制があるかどうかにかかわらず、自社におけるサプライチェーンの「CSR対応力」について説明責任を果たすことを求められます。

³ http://www.eicc.info/documents/EICCCodeofConductJapanese.pdf

⁴ http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/quality/code/qfhh7c00000d20se-att/8ido180000 02gl6q.pdf

⁵ ホットプレス第4回連載の拙稿『震災後のBCPとサプライチェーンを考える』参照

この場面では、これまで当社は知らなかったという弁解は、逆に人権意識の欠如を露呈することにもなりかねません。また、これまでは知らなかったとしても、知ってしまった以上これからどうするのか、という厳しい質問に答えなければなりません。

食品を取り扱う業者では、数年前に産地偽装や偽装米の問題が社会問題化し、「食の安全」が声高に叫ばれて以降、生産者や流通経路へのトレーサビリティを確保することが、もはや当たり前となっています。

こうした動きが、CSRをキーワードとして、工業製品に及んで来つつあるのです。

こうした予測困難なCSRリスクに対応することを視野に入れれば、必然的に、サプライチェーンにおけるトレーサビリティを確保する方向に進んでいくものと思われます。トレーサビリティの確保は、平時にはコスト増の要因になります。安定調達のために調達先を分散化すれば、その傾向はさらに顕著です。トレーサビリティ確保と調達先分散は、相反する要請となります。

しかし、平時に対応コストをかけることによって、CSRリスクが顕在化した有事の際の対応コストを低減することができれば、これは目に見えるベネフィットです。

また、平時からサプライチェーンのCSRに意を払う人権意識の高い企業というブランドイメージは、目に見えないベネフィットを企業にもたらします。

企業は、こうしたベネフィットを企業価値に取り込む形で、サプライチェーンにおける「CSR対応力」を磨いていくことが期待されます。

以上

<著者略歴>

1986年 海城高等学校卒業

1990年 早稲田大学法学部卒業

1996年 弁護士登録

2001 - 2006 年 日興コーディアル証券 (現SMBC日興証券) 法務部勤務

2006 - 2010 年 国広総合法律事務所パートナー

2010年 プロアクト法律事務所開設

東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会副委員長、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会第2部会長、日本組織内弁護士協会(JILA)理事、國學院大學法科大学院兼任講師、大興電子通信株式会社社外監査役、カブドットコム証券株式会社社外取締役

<主要取扱分野>

企業のリスクマネジメント全般、有事の危機管理(クライシスマネジメント)、 平時のコンプライアンス推進、コーポレート・ガバナンス、金融商品取引法、 反社会的勢力排除、独占禁止法、訴訟全般

編著「Q&A東日本大震災と事業継続の法務」(商事法務、2011)、共編著「暴力団排除 と企業対応の実務」(商事法務、2011)、共編著「最新 金融商品取引法ガイドブック」(新 日本法規出版、2009)、共編著「反社会的勢力リスク管理の実務」(商事法務、2009) など著書論考多数

<お問い合わせ先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門五丁目11番11号 虎ノ門MKビル8階

プロアクト法律事務所

URL: http://proactlaw.jp/
E-mail: at@proactlaw.jp
電話: 03-5733-0133
FAX: 03-5733-0132

掲載日:平成24年7月2日